

特定事業所集中減算に係る主な問合せ

Q & A

No.1	質問:Q	正当な理由に該当するため、「チェックシート」の提出は不要か。
	回答:A	正当な理由該当の有無は、「チェックシート」により指定権者が判断するため、提出が必要です。未提出の場合は、仮に正当な理由に該当していても、「集中減算」が適用されます。
No.2	質問:Q	紹介率の計算は、事業所ごとに行うのか。
	回答:A	事業所ごとではなく、法人ごとに計算します。異なる事業所であったとしても、運営法人が同一の場合、合算して計算します。
No.3	質問:Q	「チェックシート」への記載に、介護予防サービスは含めるのか。
	回答:A	介護サービスのみ該当するため、介護予防サービスは含めません。
No.4	質問:Q	通所介護と地域密着型通所介護について、「チェックシート」へどのように記載するのか。
	回答:A	厚生労働省からの通知により、平成30年度以降も、どちらか一方、又は、合算しての記載となります。
No.5	質問:Q	正当な理由の一つに、サービスの質が高いこと等、総合的に勘案した結果とあるが、地域ケア会議等の意見や助言を求める理由は。
	回答:A	総合的に勘案した結果を示す根拠を確認するため、添付資料として求めています。
No.6	質問:Q	紹介率最高法人割合が80%を超えるサービスが1つでもある場合、「集中減算」が適用されるのか。
	回答:A	適用されます。また、3つのサービスで80%を超え、2つは正当な理由に該当していても、残り1つのサービスで正当な理由に該当しない場合も、「集中減算」が適用されます。
No.7	質問:Q	「集中減算」が適用されるのは、正当な理由に該当しないサービスのみか。
	回答:A	「集中減算」が適用された場合、減算適用期間中すべての居宅介護支援費について、減算した請求となります。
No.8	質問:Q	「チェックシート」は必ず作成しなければならないのか。
	回答:A	「チェックシート」は必ず作成し、5年間保存することとなります。また、「チェックシート」の作成は、居宅介護支援事業所において「集中減算」の該当となるか確認するために行うものとなります。